

各自治会等がごみステーションを新設・変更する場合

ごみステーションを設置する前に、宇部市廃棄物対策課との協議が必要です。

【各自治会等】

■ 協議・確認する事項

- ・ ごみステーションの位置・かご等の規格
- ・ 利用世帯数
- ・ 交通安全及び排出時、収集時の安全確保

■ 提出していただく書類

- ・ 『ごみステーション設置（新設・変更）事前協議書（様式1）』
- ・ 添付書類（ごみステーションの位置図
ごみステーションの平面図（かごの規格等がわかるもの）

■ ご注意いただきたい点

※交通安全上、危険な場所等では設置をお断りする場合があります。

自治会内で候補地を検討される段階で、まずはご相談いただくことをお勧めします。

※収集作業の支障の有無、収集コースの調整等のため、事前協議書を提出いただいてから収集開始まで2週間程度時間を要しますので、早めに提出してください。

※ごみステーションの移設で、移動距離がわずかでも事前協議書は必ず提出してください。

事前協議書の審査（書類審査・現地調査）

※必要に応じて、関係者に現地調査の立会いを求める場合があります。

【市】各自治会等へ審査結果を通知

『ごみステーション設置（新設・変更）承諾書（様式2）』

【各自治会等】ごみステーションの新設・増設・移設

利用者への周知後

【市】収集開始

※ごみステーション設置後は、利用者が相互に協力して、自主的に維持管理してください。

※維持管理状況等が不適切なごみステーションについては、改善をお願いすることがあります。